

各 位

会 社 名 サ イ ン ポ ス ト 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 蒲 原 寧 (コード番号:3996 東証プライム市場) 問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 西 島 雄 一 (TEL. 03-5652-6031)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 5 月 27 日開催予定の第 15 回 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、社内に蓄積する DX(デジタルトランスフォーメーション) 技術の活用とオープンイノベーションを通じて、地域社会の活性化とサステナビリティに貢献する取り組みを推進しています。こうした ESG の視点を重視した事業活動の推進と事業領域の多様化に柔軟かつ機動的に対応するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うとともに、記載を整理するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 27 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 27 日 (予定)

以上

現 行 定 款

第1条 (条文省略)

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。
 - 1.情報処理システムの調査、分析、企画、設計、開発、導入、保守、管理及び運用に関するコンサルティング
 - 2. 前号に関する営業業務のアウトソーシングの受託
 - 3. 情報処理及び企業経営に関する出版業
 - 4. 情報処理及び企業経営に関する人材育成及び研修業務
 - <u>5</u>. ソフトウェアの開発・設計、受託開発<u>及び</u> 販売
 - 6. 一般企業の会計、情報処理、一般事務処理 の合理化、文書作成等に関する企画、コンサ ルティング及びこれらの代行業
 - 7. 一般及び特定労働者派遣事業
 - 8. 有料職業紹介事業
 - 9. 経営コンサルタント業

 - 11. 人工知能の各種技術の仲介、斡旋
 - <u>12</u>. <u>工業所有</u>権、意匠権、著作権<u>などの無体財</u> 産権の取得、譲渡及び貸与
 - 13. 電子計算機のソフトウェアの開発、設計、製作、販売及び賃貸
 - 14. 農業機器、栽培・生産管理のソフトウェアの開発、設計、製作、販売及び賃貸

<新 設> <新 設>

<新 設>

15. 前各号に附帯する一切の業務

<新 設>

第3条~第17条 (条文省略)

変 更 案

第1条 (現行どおり)

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1.情報処理システムの調査、分析、企画、設計、開発、導入、保守、管理及び運用に関するコンサルティング
 - 2. 前号に関する営業業務のアウトソーシングの受託

<削除>

- 3. 情報処理及び企業経営に関する人材育成及 び研修業務
- 4. <u>電気機械機器、電子機器、</u>ソフトウェアの <u>企画・</u>開発・設計、受託開発<u>、</u>販売<u>、賃貸、</u> 修理及び保守
- 5. 一般企業の会計、情報処理、一般事務処理 の合理化、文書作成等に関する企画、コンサ ルティング及びこれらの代行業
- 6. 労働者派遣事業
- 7. 有料職業紹介事業
- 8. 経営コンサルタント業
- 9. 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売<u>及び</u>保守
- 10. 人工知能の各種技術の仲介、斡旋
- 11. 特許権、意匠権、著作権、商標権等の知的 財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、譲渡及び貸与

<削除>

- <u>12</u>. 農業機器、栽培・生産管理のソフトウェアの開発、設計、製作、販売<u>、</u>賃貸<u>、修理及び</u>保守
- 13. 農林水産物、食品の生産、加工及び販売 14. 前各号の業務に関する仲介、斡旋、調査、 研究、企画、コンサルティング、出版、イベ ント、広告関連事業
- 15. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
- 16. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
- 17. 前各号に掲げるもののほか、会社の目的の 達成及び社会課題を解決するために必要な事業

第3条~第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新 設>	(電子提供措置等) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部又は一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。
第 19 条~第 47 条 (条文省略)	第 19 条〜第 47 条 (現行どおり)
<新 設>	(附則) 1. 変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 18 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。